

防犯連絡所（防犯連絡委員）の役割

地域の皆さんは、犯人の逮捕や被害回復はもちろんですが、それにもまして、事件や事故等が発生することのない、安全で安心な生活をするのできる社会を心から望んでおられます。

安全で安心な地域社会を実現していくためには、犯罪や災害等が発生した場合の検挙、保護等の活動を警察や行政により強化していくことはもちろんですが、何より被害を未然に抑止していくことが重要で、「自らの安全は自ら守る」という観点から、地域の皆さんによる「自主防犯活動」を推進していただくことが非常に大切になってきます。

防犯連絡委員は、このような自主防犯活動の推進について、町内会、地域住民及び倉吉警察署、交番・駐在所等と緊密な連携を図り、各地域の活動拠点として活躍していただくために設けられたものです。

倉吉警察署管内の防犯連絡委員は、倉吉地区防犯協議会長と倉吉警察署長の連名で委嘱され、現在、倉吉警察署管内で、290箇所（再任を妨げない）に委嘱されており、委嘱期間は2年（再任を妨げない）となっています。

防犯連絡所（防犯連絡委員）の活動として

- 地域安全に関する地域住民の要望・意見等の把握と推進員、交番等への連絡
- 地域安全情報の地域住民への提供・伝達
- 地域安全広報資料等の住民への配布・回覧・掲示
- 防犯座談会、防犯講習会、防犯パトロール等の計画・実施
- 各種防犯運動の参加呼び掛け
- 防犯診断、防犯指導への協力
- その他の地域安全活動の推進

があります。

地域防犯推進員（班長）の活動として

- 連絡委員の取りまとめと指導
- 連絡委員からの地域住民の要望・意見等の集約と交番長等への連絡
- 地域安全情報の連絡委員への伝達
- 所管区内の住民を対象とした防犯座談会、防犯講習会、防犯パトロール等の計画・実施
- 連絡委員会議の開催
- 交番等・地区防犯協議会等との連絡・調整
- その他の地域安全活動の調整

があります。